

陳情	受理番号	45	受理年月日	令和4年2月3日	付託委員会	厚生経済
件名	平和通り商店街に於ける深夜営業飲食店の影響による環境悪化改善についての陳情					

平和通り商店街に於ける深夜営業飲食店の影響による 環境悪化改善についての陳情

令和4年2月3日

那覇市市議会議長 久高 友弘 殿

日頃より、那覇市平和通り商店街振興組合をご支援頂きましてありがとうございます。
この1、2年前ほどより商店街関係者・地域住民から公衆衛生・治安・騒音に関する苦情及び問い合わせが増え、その対応に苦慮しております。

その背景には、深夜の飲食店の増加が考えられます。

深夜に防音対策をされていないお店のカラオケによる騒音や酔客による大声での会話、酔客による集団での店舗に対する悪戯、破損行為、市道を無許可で使用し酒類を含めて飲食物を販売する行為など、近隣住民・商店街関係者からの組合への情報提供又は警察への通報もありました。組合としても、再三店舗のオーナーに注意喚起を行っていますが、未だに改善されない状況であります。今後、更にこのような店舗が増える事が予想されます。

この通り周辺には子育て世帯、高齢者世帯など幅広い年齢層の方が住んでいます。学校の登下校の際に、危険なのでこの通りを通学路として避けている状況です。オーナーの中には、こんな所に住んでいる方が悪いと仰る方もいます。酔客による路上への嘔吐物の放置、屋外での排泄行為、たばこのポイ捨てなど公衆衛生上もひどい状況です。

子供達が安心・安全で住みよい地域に向けて、店舗と住民とのトラブルを防止強化すること、那覇市中心商店街のより良い魅力的な商業・住環境の維持及び安心・安全を促進する為にも下記の陳情書を提出いたしますので、ご理解の程宜しくお願いいたします。

記

1. 陳情に至った経緯

令和2年に入り新規店舗であるA店舗が無許可にて道路に椅子・テーブルを置き（ひどい時には30名以上が道路を占拠）、夜中までお客の声が周辺に響き渡り、近隣住民の通報で警察が何度も来る状況が続く。那覇市にも入ってもらい何度も注意喚起を促し、令和3年6月の緊急事態になり一時的に店舗を閉めていたが、宣言明けのその日にまたテーブルを出しお客の騒ぐ声が響きわたる状態。以前よりよくはなっているが条例などで縛る事が出来ないため、またいずれ以前の状態に戻る事が予想される。

こちらも新規店舗であるB店舗、開店するとすぐに周辺住民からの騒音がひどいと苦情が入る。二階の店舗であるが、防音対策がされていないのかカラオケの音、お客の声が通りまで漏れる状況。お店から出たお客がそのまま通りで騒ぐ声が響き渡るなど、何度も何度も住民から警察に通報するが、注意する程度で問題解決になっていない状況。そのまま騒音が続く状態が現在も続いていて、その騒音で体調を崩している住民がでている。

令和3年6月に入り緊急事態宣言中も深夜営業を続けていたC店舗に、二度ペンキがかけられ、汚物が放置されるという事件が発生。この店舗も夜中遅くまでカラオケをやっている

て、ドアを開ける度にカラオケの音が外に漏れてくる、お見送りのスタッフと客が外で話している声が響いてうるさいなど、近隣住民より苦情が出ている。
以前から店舗を構えるD店舗は、何年か前に最上階にバーを出店。そこから帰る酔客が道路で大声で叫んだり、お店を出た後に近辺でたむろをし、そこで騒いでいる声が響くために近隣住民から苦情が何度もありオーナーに伝えるが、2、3日はよくなるがまた同様なことが起こる。ずっとこれの繰り返しの状態。

この通りは商業地ではありますが、住宅地でもあります。また、通学路でもあり、保育園の散歩コースにもなっていたりと、子供達が安心・安全に通る事が出来る通りでないといけません。しかし現在は、昼間からお酒を飲ます店が増えた事もあり、子供達が安心して通る事が出来なくなっています。実際、近隣学校より子供たちにこの通りは通らないようにと通達が出ています。

平成28年3月に策定された「那覇市中心市街地活性化に関する基本計画」では、基本方針の1番目に「誰もが暮らしたくなる“まち”」をつくると記載されています。子供が安心して遊べる場所の確保、子育て世代が暮らしやすい環境づくり、多様な世代がバランスよく暮らす豊かな地域社会を実現し、コミュニティ活動の活発なまちを目指す明確なビジョンがあります。そのようなまちを目指すためにも魅力的な商業・住環境の維持及び安心・安全を促進して頂きますよう以下の陳情をいたします。

2. 陳情の内容

- 1 住環境の悪化・治安・公衆衛生等の課題の改善・解決に向けて、那覇市環境保全課・那覇市まちなか振興課・那覇市保健所・警察と共にまちづくりルール及び条例の制定（営業騒音の規制・酒類販売規制）を検討して頂きたい。
- 2 住みよいまちづくりの為にも、住民の方による深夜営業の飲食店の騒音などにおける苦情を真摯に受け止め、110番で警察が出動する際には騒音元である店舗に対し、適切な指導を徹底して頂きたい。
- 3 那覇市主催による、平和通り理事および会員・住民・家主・不動産会社・深夜営業の飲食店・警察との話し合いの場を設けて頂きたい。
- 4 カラオケ店における防音設備設置基準の見直しを検討して頂きたい。
- 5 青少年育成の観点から、子供達の通学路の安全確保のために、通学時間帯の「路上等飲み」に関して、酒類販売規制の条例制定を検討して頂きたい。

以上